

4. 付帯サービス(水まわり・鍵開け緊急サービス) 24時間 365日(無料)

*詳細はご契約のしおりの「水まわり・鍵開け緊急サービス」利用規約をご参照ください

補償タイプ1または2に「総合個人賠償責任補償特約」および「事故被害者弁護士費用補償特約」をご契約時にセットいただいたお客さまには、住まいのトラブルに迅速に対応する水まわり・鍵開け緊急サービスが付帯され、24時間 365日いつでもご利用いただけます。

- **水まわりのトラブル**
トイレ、風呂、台所の水漏れや詰まり等のトラブル発生時に修理業者を手配します。
- **鍵のトラブル**
外出中の鍵の紛失、盗難の場合のドアロックの開錠に修理業者を手配します。
- お客さまご自身で修理業者等を手配された場合は、このサービスの対象とはなりません。
- 水まわりサービスでは、下水道本管、公共機関を公的部門に生じた損害は対象となりません。
- 水まわりサービスは、給排水管の凍結、戦争、故意、地震、噴火、津波を原因とするトラブルの場合、無料サービスの対象となります。
- 鍵開けサービスでは、鍵代・部品代および30分以内の応急処置を超える修理費用はお客さまのご負担になります。ただし、盗難の場合は保険金支払の対象となる場合がありますので、チャブ保険事故受付ダイヤルにもご連絡ください。
- 鍵開けサービスは、防犯の立場からご契約者またはご家族の確認がとれない場合はサービスの提供をいたしません。また、鍵の種類によっては鍵開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により有料で確認する場合があります。
- サービスの内容は予告なく変更・終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

対象となる建物	保険証券記載の居住建物(保険の対象が家財の場合は家財を収容する居住建物)が対象となります。
対象となる地域	日本国内であれば、どこでもご利用いただけます。ただし、一部地域(離島等)を除きます。
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 水まわりのトラブルの原因箇所の修理(アパート、マンション等の共用部分を除きます。) ● トイレのつまり除去(アパート、マンション等の共用部分を除きます。) ● 鍵開け(玄関の鍵の開錠とし、建物内の鍵開けを除きます。また、アパート、マンション等の共用部分を除きます。)

5. 地震保険

*詳細は地震保険のご契約のしおり、地震保険パンフレットをご参照ください

地震保険を単独で契約することはできません。すまいのプロテクト総合保険とあわせてご契約いただく必要があります。また、すまいのプロテクト総合保険の保険期間の途中から地震保険を追加することもできます。なお、地震保険のご契約を希望されない場合は、保険申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご確認のご署名またはご捺印をお願いします。

1. 地震保険の補償内容

①地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・爆壊・埋没・流失によって、建物または家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、実際の修理費等ではなく、損害の程度(全損・大半損・小半損または一部損)に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%・60%・30%または5%)をお支払いします。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険金額の100%(時価額が限度)
	焼失または流失した床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失または流失した床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失または流失した床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損に至らないとき		

(注)基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって行います。詳細は地震保険のご契約のしおりでご確認ください。

②1回の地震等^(注)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円(2021年4月現在の額です。変更となる場合があります。)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12 \text{ 兆円}}{\text{算出された保険金の総額}} \quad (\text{注})72 \text{ 時間以内}に生じた2 \text{ 回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。} \quad (\text{2021年4月現在})$$

2. 保険金をお支払いできない主な場合等

- ①家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものを火災保険でご契約されている場合であっても地震保険では対象となりません。
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - 1個または1組の価値額が30万円を超える貴金属、宝玉石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの等
- ②地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ③地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に、門、塙、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合に、付属物のみに発生した損害
- ④損害の程度が一部損に至らない損害等

3. 保険期間(ご契約期間)

地震保険の保険期間は、すまいのプロテクト総合保険の保険期間にあわせてご契約いただけます。すまいのプロテクト総合保険の保険期間が1年を超える契約の場合は、地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約を組み合わせて、すまいのプロテクト総合保険の保険期間にあわせてご契約いただけます。

その他ご注意くださいこと

- ご契約に際しては、必ず「重要事項のご説明(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
- このパンフレットは「すまいのプロテクト総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご覧ください。

4. 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料の決定の仕組み等)

- ①地震保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です。
- ②地震保険の保険金額は、建物、家財ごとに、あわせてご契約いただくすまいのプロテクト総合保険の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
- ③地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。
- ④地震保険には下記の割引制度があります。割引の適用にあたっては所定の確認資料をご提出いただけます。なお、割引は重複して適用を受けることができません。

割引の種類	割引の適用条件	割引率	
建築年割引	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引	品確法 ^(注) に基づく耐震等級を有している場合や国土交通省の評価指針に基づく「耐震等級」を有している場合	10% 30% 50%	
	免震建築物割引	品確法 ^(注) に基づく免震建築物である場合	50%
	耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準をみたす場合	10%

(注)品確法…住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)
※詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険)
〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
www.chubb.com/jp



2025年1月版

FAD5289-01-2024107 CL242275

すまいのプロテクト総合保険

大切な建物・家財をお守りする「すまい」の保険です。

チャブ保険 | 2025年1月1日以降保険始期用



チャブ保険の「すまいのプロテクト総合保険」は、お客さまの大切な建物・家財をしっかりサポート!



1. 基本補償

●お客さまのご意向にあわせて補償の対象となる事故の範囲を5つの補償タイプからご選択ください。

○ 補償されます × 補償されません

事故の区分	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4	タイプ5
1. 火災・落雷・破裂爆発	○	○	○	○	○
2. 風災・雹災・雪災	○	○	○	○	○
3. 水災	○	×	○	×	×
4. 物体の落下・水濡れ・暴力行為	○	○	○	○	×
5. 盗難	○	○	○	○	×
6. 不測の事故	○	○	×	×	×

事故の例 例えこんなときに保険金をお支払いします。

建物	家財
火災により住宅が全焼した。	落雷で家電製品が壊れた。
台風で屋根瓦が飛ばされた。	台風で窓ガラスが割れ、建物内の家財が壊れた。
豪雨による洪水で床上浸水となり、建物が損害を受けた。	豪雨による洪水で床上浸水となり、家財が損害を受けた。
自動車が飛び込み、住宅の壁が壊れた。	給排水設備から漏水し、家財が水浸しとなった。
泥棒が侵入した際に窓ガラスを壊された。	泥棒に侵入され、家電製品やバッグなどが盗まれた。
家具の移動中にベランダに面したガラスを割ってしまった。	誤ってテレビを床に落として壊してしまった。



特約 (任意(オプション)・自動セット)

補償を拡大する特約／補償を縮小する特約／保険料の払込方法に関する特約／保険期間に関する特約 など

地震保険 (原則セット)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象(建物・家財)に生じた損害を補償します。

保険の対象(この保険契約で補償される物)の範囲

この保険の保険の対象は、住居のみに使用される **建物** およびそれに収容される **家財** です。

※建物のみまたは家財のみのご契約も可能です。
 ※住居のみに使用される建物とは右記の○欄の建物となります。
 ※住居部分があっても店舗や事務所などと併用している建物は対象外となります。

○	<ul style="list-style-type: none"> 独立住宅(1戸建住宅) 共同住宅(賃貸マンション等) 区分所有戸室等(分譲マンション)
×	<ul style="list-style-type: none"> 店舗併用住宅 工場・作業所 専用店舗 倉庫 事務所ビル など

すまいのプロテクト総合保険 6つの特長

① ワイドな補償	<ul style="list-style-type: none"> 火災や台風・洪水などの自然災害、給排水設備からの漏水や盗難など日常生活の事故など、お客さまの大切な建物や家財を幅広くお守りします。 これらの補償について、お客さまのご意向にあわせて5つの補償タイプから補償内容が選択できます。 	→ 4ページ
② 多様な補償の設計	<ul style="list-style-type: none"> 補償タイプの選択後も、豊富なオプション特約のセットにより、補償の拡大や縮小などが可能です。 	→ 5ページ
③ 実際の損害額のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> 再調達価額^(注)を基準として、建物や家財に生じた実際の損害額を保険金としてお支払いいたします。※保険金額が限度となります。 (注) 建物を修理したり再築すること、家財を修理したり新品を購入することに要する額をいいます。 	→ 4ページ
④ きめ細かな補償	<ul style="list-style-type: none"> 保険証券に明記されていない貴金属等に補償する事故による損害が生じたときにも、一定額までの補償があります。 屋外設備・装置に補償する事故による損害が生じたときにも、一定額までの補償があります。 	→ 4ページ
⑤ 新築に割安な保険料	<ul style="list-style-type: none"> 建物の保険料には建築経過年数別料率を採用しています。新築や一定の築浅建物は、他の建物より保険料が割安です。 	
⑥ 付帯サービス	<ul style="list-style-type: none"> すまいのトラブルに迅速に対応する「水まわり・鍵開け緊急サービス」が付帯されます。※付帯サービスの条件については8ページをご覧ください。 	→ 8ページ

保険の対象に含まれる主なもの・含まれない主なものは、下表のとおりです。

	保険の対象	
	建物	家財
保険の対象に含まれる主なもの ^(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の所有する次に掲げる物 ① 畳、建具その他これらに類する物 ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの ④ 門、塀または垣 ⑤ 物置、車庫その他の付属建物 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているもの 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が「建物」の①から③までのもの 物置、車庫その他の付属建物が保険の対象である建物に含まれる場合は、これに収容される家財

注1 保険の対象に含めない旨を保険申込書に記載し、特別の約定をする場合は、保険の対象に含まれません。

保険の対象に含まれない主なもの	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる物 ① 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。) ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物 ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ④ 動物および植物等の生物 ⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 ● 保険証券に明記されていない明記物件^(注2)
-----------------	--

注2 「明記物件」とは、貴金属等(貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品をいいます。)で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。

補償の概要

保険証券記載の「事故の区分」欄に○の記載がある場合に補償されます。詳細は普通保険約款をご参照ください。

	事故の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金等の額
損害保険金	1. 火災・落雷・破裂爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮を除きます。）雷災または雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の溜りもしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）によって損害（注）を受けた場合 （注）風、雨、雪、雹などの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災、雪災または雹災の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことにより生じた損害に限ります。	■ 損害保険金 損害保険金は、保険金額（支払限度額）を限度に、損害の額をお支払いします。 *左記1から4まで、5（1）および6の事故に対して、損害保険金としてお支払いすべき損害の額は、次の①または②のいずれかによって定めます。 ① 保険の対象である建物に損害が生じた場合および保険の対象である②以外の家財に損害が生じた場合 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときは、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度として、次の算式（注）によって算出した額とします。 修理費－修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額＝損害の額 （注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。 ② 保険の対象である貴金属等に損害が生じた場合 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の市場価格 *「不測の事故」によって損害が生じた場合には、上記の損害の額から、1回の事故につき、下表の自己負担額を差し引いた残額を損害の額として、下表の支払限度額を限度に損害保険金をお支払いします。
	2. 風災・雹災・雪災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の①または②のいずれかに該当する場合 ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合 ② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物か、床上浸水 ^(注) を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合 （注）床の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいいい、土間、たかぎの類を除きます。	■ 損害防止費用 消火活動のために費消した、または損傷した物の修理・再取得する費用について、損害防止費用をお支払いします。
	3. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の①または②のいずれかに該当する場合 ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合 ② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物か、床上浸水 ^(注) を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合 （注）床の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいいい、土間、たかぎの類を除きます。	■ 残存物取上げ費用保険金 左記1から4まで、5（1）および6の事故に対して損害保険金 ^(注) が支払われる場合、損害保険金の10%を限度として残存物取上げ費用保険金をお支払いします。 （注）「保険証券に明記されていない明記物件」、「屋外設備・装置」および「通貨・預貯金証書・乗車券等」に対して支払われる損害保険金を除きます。
損害保険金	4. 物体の落下・水濡れ・暴力行為	(1) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合 (2) 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（ただし、給排水設備自体が生じた損害を除きます。） ① 給排水設備に生じた事故 ② 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故 ③ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合	■ 損害防止費用 消火活動のために費消した、または損傷した物の修理・再取得する費用について、損害防止費用をお支払いします。
	5. 盗難	(1) 盗難によって盗取、損傷または汚損の損害を受けた場合 (2) 保険の対象が家財である場合、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書または乗車券等が盗難によって損害を受けたとき	■ 損害防止費用 消火活動のために費消した、または損傷した物の修理・再取得する費用について、損害防止費用をお支払いします。
損害保険金	6. 不測の事故	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合ただし、上記1から4までおよび5（1）の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず、不測かつ突発的な事故には含まれません。	■ 損害防止費用 消火活動のために費消した、または損傷した物の修理・再取得する費用について、損害防止費用をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

詳細は普通保険約款をご参照ください。

- 次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損害
 - 火災等の事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
 - 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難によって生じた損害
 - 戦争、内乱、政権奪取その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - 核燃料物質やそれらに汚染されたものに起因する事故によって生じた損害
 - 保険の対象の欠陥によって生じた損害
 - 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ（板ガラスの熱割れを除きます）、割れか、自然発熱、むずみ食い、虫食い等による損害
 - 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 「不測の事故」によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - 公権力の行使によって生じた損害
 - 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族

- の故意によって生じた損害。
- 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 電気的事故・機械的事故によって生じた損害
- 保険の対象の置き忘れ・紛失によって生じた損害
- 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- 保険の対象のうち、電器、プラフ管等の管類のみに生じた損害
- 保険の対象のうち、楽器に因って生じた弦の切断または打楽器の打皮の破損、音色または音質の変化によって生じた損害
- 次に掲げる物に生じた損害
 - 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他身体の機能を補完するために身に着ける用具
 - 移動体通信端末機器および携帯式電子機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等）ならびにこれらの付属品
 - ラジオコントロール模型およびその付属品
 - 自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品
 - ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ハンクグライダー、バラクライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品

2. 特約

日常生活を取り巻く様々な事故などへの備えとして、豊富なオプション特約をご用意しました。

主なオプション特約 お客さまのニーズにあわせてこれらのオプション特約をセットすることにより、補償の拡大や縮小などが可能です。

● 補償を拡大する特約

事故時諸費用補償特約

10% 20% 30%
諸費用

損害保険金が支払われる場合に、臨時に生ずる費用に対して、損害保険金の10%、20%または30%（ご契約時に3パターンのうちから選択します。）を保険金として、支払限度額を限度にお支払いします。

〈お支払いする保険金の額〉		※「保険証券に明記されていない明記物件」、「屋外設備・装置」および「通貨・預貯金証書・乗車券等」に対して損害保険金が支払われる場合は、補償の対象外となります。
● 支払割合	● 支払限度額	
10%	20%	30%
100万円（1事故につき、1敷地内ごと）		

〈保険金をお支払いできない主な場合〉 * 補償タイプの保険金をお支払いできない主な場合と同じです。

持ち出し家財損害補償特約



保険の対象が家財の場合で、被保険者（家財の所有者）または被保険者と生計を共にする同居の親族によって、保険証券記載の建物から日本国内外に一時的に持ち出された家財に、偶然な事故により生じた損害を補償します。

〈支払限度額と自己負担額〉（1事故につき）	
● 支払限度額	● 自己負担額
30万円	1万円

* 乗車券等および通貨については、この特約の保険の対象に含まれ、これらの損害額の合計が5万円まで補償されます。

〈保険の対象とならない主なもの〉

船舶、航空機等/自転車、原動機付自転車/ラジコン、ドローン/クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー等/移動体通信端末機器および携帯式電子機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等）ならびにこれらの付属品/サーフボード、ウインドサーフィン等/義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他身体の機能を補完するために身に着ける用具/テニス、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ等

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 保険の対象の欠陥
- 自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、割れか、自然発熱、むずみ食い、虫食い等
- 運搬、修理等、保険の対象に対する作業等のため他人に委託している間に生じた損害
- 電気的事故・機械的事故によって生じた損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

地震火災費用補償特約



地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、保険の対象である建物が半壊以上となった場合や保険の対象である家財が全壊となった場合などに保険金をお支払いします。
※地震保険には別に保険金がお支払われます。

〈保険金のお支払い条件〉	
● 保険の対象	● 支払限度額
建物	建物半壊以上となった場合 ^(注1)
家財	家財を収容する建物半壊以上となった場合 ^(注1) 、またはその家財が全壊となった場合 ^(注2)

（注1）建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

（注2）家財の火災による損害の額が、その家財の保険価額の80%以上となった場合をいいます。（この場合における家財には明記物件は含まれません。）

〈お支払いする保険金の額〉	
● 支払割合	● 支払限度額
保険金額 × 5%	300万円（1事故につき、1敷地内ごと）

〈保険金をお支払いできない主な場合〉・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反・保険の対象の紛失または盗難 等

ドアロック取替え費用補償特約



盗難により損害保険金が支払われる場合、または、保険証券記載の建物から持ち出された鍵が日本国内で盗取されたときに、保険証券記載の建物の出入口のドアロックを取替えるために必要な費用を補償します。

〈お支払いする保険金の額〉		〈保険金をお支払いできない主な場合〉
● 支払限度額		* 補償タイプの保険金をお支払いできない主な場合と同じです。
3万円（1事故につき、1敷地内ごと）		

● 補償を縮小する特約

風災等支払方法変更特約（20万円以上事故補償）

風災、雹災、雪災により保険の対象に損害が生じた場合の損害保険金の支払方法を、損害の額にかかわらず補償する方式から、損害の額が20万円以上の場合に補償する方式に変更する特約です。

水災縮小支払特約（一部定率払い）



台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により保険の対象に損害が生じた場合の損害保険金の支払方法を、縮小支払のない実損払方式から、保険の対象の損害割合に応じた70%縮小支払または定率払の方式に変更する特約です。

〈お支払いする保険金の額〉	
● 保険価額に対する損害割合	● お支払いする保険金の額
① 損害割合30%以上	損害の額または保険金額 ^(注) のいずれか低い額 × 70%
② 床上浸水 損害割合15%以上30%未満	保険金額 ^(注) × 支払割合（10%） （1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度）
③ 床上浸水 損害割合15%未満	保険金額 ^(注) × 支払割合（5%） （1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円限度）

（注）保険金額が保険価額を超える場合は保険価額

● 賠償責任等に関する特約

総合個人賠償責任補償特約



〈被保険者の範囲〉
日本国内に居住する次に掲げる者
① 本人
② 本人の配偶者
③ 本人またはその配偶者の同居の親族
④ 本人または配偶者の別居の未婚の子
ただし、責任無能力者は含まないものとする。

〈お支払いする保険金の額〉

	● 支払限度額 (個人賠償責任は以下のパターンから選択します。)	● 自己負担額 (1事故につき)
個人賠償責任	① 1,000万円 ② 3,000万円 ③ 5,000万円 ④ 1億円 (1事故につき)	なし
保管物賠償責任	30万円 (1事故かつ1契約年度につき)	5,000円

被保険者が、次のような法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金などを、支払限度額を限度として補償します。

〈保険金をお支払いする主な場合〉

個人賠償責任	被保険証券記載の住宅の所有・使用・管理または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害 (他人への名誉毀損やプライバシーの侵害を含みます。) または財物の損壊もしくは使用不能に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
保管物賠償責任	被保険者が使用・管理する他人の財物 (保管物) の損壊または盗取により、法律上の損害賠償責任を負った場合

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

個人賠償責任・保管物賠償責任共通	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ● 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ● 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 地震・噴火またはこれらによる津波 等	保管物賠償責任	● 通貨・預貯金証券・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・ローンカード・乗車券・有価証券、貴金属・宝石・美術品、自動車・原付自転車、動物・植物等の生物、不動産等の損壊または盗取 ● 被保険者以外の者に転貸されている間、保管物が自転車である場合の被保険者が住宅外で使用または管理している間の損壊または盗取 ● 欠陥、自然の消耗・劣化、性質による変色・変質・さび・かび・腐敗・ひび割れ (板ガラスの熱割れを除きます)・割られ、自然発熱、ねずみ食い・虫食い等による損壊 ● 被保険者が保管物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 等 ● 電気的事故・機械的事故による損壊 等
個人賠償責任	● 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 等		

事故被害者弁護士費用補償特約



〈お支払いする保険金の額〉

	● 保険金額 (支払限度額) (1回の損害賠償請求かつ1契約年度につき)	● 自己負担額
法律相談費用	1回あたり：1万円 1被害あたり：3万円	なし
弁護士費用等	300万円	

日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により、被保険者が被害 (身体の障害や財物の損壊) を受けた場合に、損害賠償請求のために被保険者が負担した法律相談費用または弁護士費用等を下表の保険金額を限度に補償します。(総合個人賠償責任補償特約をセットした場合に限りセットすることができます。)

〈被保険者の範囲〉

日本国内に居住する次に掲げる者
① 本人
② 本人の配偶者
③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

● 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失
● 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに起因する火災その他類似の事故
● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
● 環境汚染
● 石綿または石綿を含む製品の発がん性物質その他の有害な特性
● 騒音、振動、悪臭、日照不足、電磁波障害
● 通貨等、有価証券、預貯金証券、クレジットカード・電子マネー等の被害による損害

借家人賠償責任・修理費用補償特約



〈保険金をお支払いできない主な場合〉

● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
● 借用戸室の欠陥
● 借用戸室の自然の消耗・劣化、性質による変色・変質・さび・かび・腐敗・ひび割れ (板ガラスの熱割れを除きます)・割られ、自然発熱、ねずみ食い・虫食い等
● 風、雨、雪、砂塵その他これらに類するもの吹込みまたはこれらのもの漏入
● 動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊

〈お支払いする保険金の額〉

	● 支払限度額 (以下のパターンから選択します。)	● 自己負担額
借家人賠償責任補償	① 1,000万円 ② 2,000万円 ③ 3,000万円 ④ 4,000万円 ⑤ 5,000万円 ⑥ 6,000万円 ⑦ 7,000万円 ⑧ 8,000万円 ⑨ 9,000万円 ⑩ 1億円 (1事故につき)	なし
修理費用補償	① 100万円 ② 200万円 ③ 300万円 (1事故につき)	

● 借家人賠償責任補償
借用戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故によって損壊し、被保険者が貸主に対して損害賠償責任を負った場合に、支払限度額を限度として、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

● 修理費用補償
基本補償の事故の区分1、2、4および5の事故により借用戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実これを修理した場合に、その修理費用を補償します。

※事故の区分6「不測の事故」による場合は、借用戸室の外部に面するドア等、シャッターまたは窓ガラスに生じた損害に限り補償します。

※修理費用保険金支払の対象となる修理費用は、借用戸室を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

- 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
 - 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室居住者の共同の利用に供せられるもの
 - 借用住宅敷地内に所在し、かつ、被保険者の借用戸室または借用戸室の貸主から借用している物置、車庫、カーポート、その他の付属設備および門・塀・垣その他の屋外設備・装置
- ※被保険者が借用戸室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合は除きます。

● 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損等であって、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
● 貸主の故意、重大な過失、法令違反 (修理費用補償)
● 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に発見された借用戸室の損壊 (借家人賠償責任補償) 等

● 賃貸建物オーナー向けの特約

賃貸建物所有者賠償責任補償特約



賃貸建物 (施設) の所有・使用・管理または被保険者の仕事 (建物賃貸・管理業務) の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、遅延損害金などを、支払限度額を限度として補償します。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意または重大な過失
● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
● 環境汚染
● 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
● 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 等

〈お支払いする保険金の額〉

● 支払限度額 (以下のパターンから選択します。)	● 自己負担額
① 1,000万円 ② 3,000万円 ③ 5,000万円 ④ 1億円 (1事故につき)	なし

家賃補償特約



損害保険金が支払われるべき事故により、保険の対象である賃貸住宅建物が損害を受けた結果生じた家賃の損失を補償します。

〈お支払いする保険金の額〉

保険の対象である建物ごとに、保険証券記載の家賃月額に復旧期間の月数を乗じた額

※ 補償する事故は、保険の対象である賃貸住宅建物が基本補償 (普通保険約款) で補償される事故と同じとなります。
※ 保険金をお支払いできない主な場合は、補償タイプの保険金をお支払いできない主な場合と同じです。
※ 保険金額は、保険の対象である建物ごとにその家賃月額に約定復旧期間の月数を乗じた額を下回らないものとして設定します。

● 自動セットされる特約

バルコニー等修繕費用特約



保険の対象が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合で、保険証券記載の事故の区分欄に「○」の記載のある事故により、被保険者が専ら使用または管理する共用部分に損害が生じ、被保険者が負担した修繕費用を支払限度額を限度に補償します。

※その共同住宅の居住者が構成される管理組合の規約に基づき、被保険者に修繕の義務が生じた場合に限りです。
保険の対象が共同住宅建物で、構造級別が M 構造、かつ、保険証券の区分所有戸室等欄に○の記載がある場合、この特約が自動的にセットされます。

〈お支払いする保険金の額〉

● 支払限度額 30万円 (1事故につき、1敷地ごと)

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

● 補償タイプの保険金をお支払いできない主な場合と同じです。

屋外設備・装置補償対象外特約

建物が保険の対象である場合の屋外設備・装置の補償を補償対象外とする特約です。
保険の対象が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合、特約欄に○の記載の有無にかかわらず、この特約が自動的にセットされます。

● 補償の重複について

特約をオプションでセットする際には、補償内容が同様の保険契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。主なものとして、傷害保険の賠償責任補償特約、自動車保険の弁護士費用特約、傷害保険・旅行保険の携行品特約等があります。

3. 保険金額の設定について

● 建物の保険金額の設定

建物の保険金額は、再調達価額を基準として設定してください。
建物の再調達価額は、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
再調達価額を算出する方法には、右記の2つの方法があります。
この評価額の範囲内で保険金額を設定していただきます。

建築年・建築価額がわからない場合	新築費単価法	1m ² あたりの新築費単価に延床面積または専有面積を乗じて算出します。
区分所有マンションの専有部分		
建築年・建築価額がわかる場合	年次別指数法	新築当時の建築価額に物価などの変動率 (年次別指数) を乗じて算出します。

● 家財の保険金額の設定

家財の保険金額は、再調達価額が基準となりますので、所有している家財の総額を算出して設定してください。家財の再調達価額とは、保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
また、弊社の右記の「家財簡易評価表」に基づき、建物の所有形態や専有・占有面積に応じた標準的な家財の評価額を参考に保険金額を設定していただくこともできます。

		建物所有形態	
		所有	賃貸
専有・占有面積	33m ² 未満	570万円	340万円
	33～66m ² 未満	940万円	630万円
	66～99m ² 未満	1,190万円	880万円
	99～132m ² 未満	1,550万円	1,130万円
	132m ² 以上	1,890万円	1,390万円

● 保険の対象の再調達価額いっぱいには保険金額を設定できなかった場合、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。
● 保険の対象の再調達価額を超えて保険金額を設定された場合、その超過分はむだになります。

なお、明記物件 (貴金属等で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。) を保険申込書に明記して保険金額を設定する場合は、別途、市場価格で評価します。